

第四十八回国会 商工委員会 議 録 第十九号

昭和四十年三月二十四日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

- 委員長 内田 常雄君
- 理事 小川 平二君
- 理事 田中 龍夫君
- 理事 板川 正吾君
- 理事 中村 重光君
- 理事 浦野 幸男君
- 理事 海部 俊樹君
- 理事 小宮山重四郎君
- 理事 田中 六助君
- 理事 二階堂 進君
- 理事 石野 久男君
- 理事 五島 虎雄君
- 理事 沢田 政治君
- 理事 田中 武夫君
- 理事 山下 榮二君

- 理事 小平 久雄君
- 理事 中川 俊思君
- 理事 加賀田 進君
- 理事 小笠 公昭君
- 理事 黒金 泰美君
- 理事 田中 正巳君
- 理事 中村 幸八君
- 理事 三原 朝雄君
- 理事 大村 邦夫君
- 理事 桜井 茂尚君
- 理事 島口重次郎君
- 理事 山崎 始男君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 岡崎 英城君
- 通商産業事務官(大臣官房長) 熊谷 典文君
- 中小企業庁長官 中野 正一君
- 委員外の出席者 専門員 渡辺 一俊君

三月二十三日

委員竹本孫一君辞任につき、その補欠として麻生良方君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

小規模企業共済法案(内閣提出第七六号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、同じく中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、同じく中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、及び同じく小規模企業共済法案、以上四法案を議題とし、質疑の通告がありますので、これを許可いたします。田中六助君。

○田中(六)委員 私は、最近の中小企業問題並びに、主としていま審議に入ろうとしております中小企業信用保険法の改正法案を中心に質問したいと思ひます。

最近中小企業問題をめぐって非常にシビアな情勢をかもし出されておりました、特に山陽特殊鋼などは倒産の羽目になりました、これをめぐって下請業者を中心とする倒産が相次いでおりますが、最近のこのような現状をばたして政府はどういうふうに見ているか、大臣にお聞きしたいのですが、大臣がおいでになつて、これをまたもう一度議題としたいと思ひますが、特に中小企業庁長官、この現実認識をどういうふうにご考へておりますか、これを伺ひたい。

○中野政府委員 いま先生から御指摘がありましたように、わが国の中小企業をめぐる環境というもの、あるいは情勢というものは、非常に最近シビアになつてきております。特に御承知のように、昨年一年間金融引き締めが引き続いて強化をされ、その影響というものが中小企業の段階に相当響いてきており、これが資金調達難を来たし、

資金繰りの悪化を来たして、倒産の大きな一つの要因になつてきています。しかし、これは単に金融

の引き締めの影響でどういふふう倒産が続いたということだけではなくて、昨年一年、その一年前を見ましても、中小企業の収益力というものは落ちております。それから財務諸表等を見ましても、財務内容が必ずしもよくなつてきていない、そういう状況でございます。これは一つには、最近御承知のような数年間の高度成長の結果、労働需給の関係が御承知のように根本的に変わりました、そのために、いわゆる労働力確保、特に中小企業は人手不足から賃金が上昇する、人件費が高騰するといふような状況になつてきております。従来のようにいわゆる低廉な労働力に依存した経営といふものはすでに成り立たなくなつてきているのであります。それからもう一つは、何と云つてもやはり開放経済体制になりまして、要するに競争の激化、また大企業、従来から中小企業をやつておつた分野への進出、これがいわゆる大量生産、大量消費といふように、商品の需給構造も変わつてきております。また、技術革新等で原材料等が、非常に大企業のほうに有利な製品がだんだん出てくるというふうなことで、どうかすると中小企業の分野が狭められる。それからもう一つは、やはり国際競争が激しくなつて、自由化に備へるために、たとえば自動車産業のように、直接には大企業が自由化の影響を受けるわけでありませんが、その自由化の影響に対応するために、いわゆる下請企業に対して大企業がシビアな条件を出してきていて、いわゆるコストダウン、原価の引き下げといふことを非常に強要するといふような形が出てきておるのであります。そういうふうにご考へてみますと、いろいろいわゆる循環的な要因によつて中小企業等を取り巻く情勢が悪くなるだけでなく、いわゆる長期的な、構造的な要

因が個々に加わつておるといふことでございまして、白書でも述べておりますように、大企業と中小企業との生産性の格差は、大企業を一〇〇として中小企業は四七〇といふふうには、まだ半分以下でございまして、これだけ根本的に生産性の格差があるといふことのために、中小企業は今後も非常にむずかしい情勢にあるのじゃないか。したがって、政府としては、昭和四十年度におきまして、中小企業の近代化を思い切つて進めるといふことが、日本経済全体の安定をした、バランスのとれた発展を遂げるためにはどうしても必要であるといふ観点に立つて、いろいろ施策をやつておるつもりでございます。

○田中(六)委員 いま長官がおつしやつたことを要約しますと、高度成長の結果、労働需給が逼迫した。もう一つは、対外的な開放経済、そういう二つの要点から、構造的な欠陥として格差が依然として残つておる、その対策としては近代化を進めているのだといふようなことを言われておるし、政府の白書にも明らかにそういうことを書いておられますし、いろいろな点で、国会の答弁あたりで政府がいつも言つておられますが、近代化といふことの具体的な内容、つまり、近代化を要約した具体策としては、どういふようなことをやつておるのですか。

○中野政府委員 これは中小企業基本法に述べてあるわけですが、中小企業の政策は、一つには體質改善、もう一つは取り巻く環境の整備、いわゆる取引条件の不利の是正、それから體質改善、こういうことにならうかと思ひますが、近代化の中身としては、何と云つてもやはり設備を合理化し、よくしていく。それから技術水準を上げていく。それからもう一つは、最後に、経営管理を合理的なものにする。この経営と技術と設備、この三者を一体にした総合的な経営力を向上さし

ていくということじゃないかと思ふのであります。それから環境の整備のほうは、何と云つても、一つには、中小企業の分野にやたらに大企業が進出するために非常に影響を受けるというふうな点、あるいは官公需の増進であるとか、輸出の振興であるとか、あるいは下請取引関係を適正化していく、それからもう一つは、中小企業に非常に問題の多い過当競争をどういふふうにして防いでいかんかということじゃないかと思ふのであります。それから中小企業対策を考へていく上にも、どうも考へなければならぬことは、中小企業といつても業種、業態が、御承知のように非常に千差万別でございますので、どうしてもやはり業種別に業態に即したきめのこまかい施策をやつていかなければならぬということで、これも御承知と思ひますが、中小企業近代化促進法によつて現在四十五の業種が指定をされておりました、五カ年間の業種別の近代化計画をつくりつつあります。これに対して税制上、金融上の優遇措置を講じてきておりますが、こういうことが非常に大事じゃないかと考へております。そういうことからは、どうしてもやはり私は、中小企業の中でも比較的堅固に属する——中堅企業といふことは、世間では中小企業以上のものを言つておる場合もありますが、中小企業の中の中堅企業の育成というふうなことが政策の一つの柱でありまして、これはどういふことかという、一つにはやはり中小企業の皆さんが大企業にも負けない特色のある独特の製品、独特の技術、品質、そういうものを持つたものをつくるように指導していく、これによつて中堅企業の育成というものはかつていく。いろいろ今度法律案を出しております。たとへば中小企業の投資育成会社の改正法案を出しておりますが、こういう制度を拡充する。それからいま申しました業種別の近代化計画を進めていく、これの裏づけの金を調達する、こういうふうなことによつて、中堅企業を育成していくと、何と云つても中小企業の底辺をなしております。

す数の多い、全体の八割以上を占めております、いわゆる小規模企業というが零細企業は、これはどつちかという、企業とはいへ、生業に近いような形のものもあります。こういうものをできるだけ経済ベースに乗せるような経営の指導、これは御承知と思ひますが、商工会議所、商工会の指導員が全国に四千六百人おられますが、こういうもの指導をさらに強化をして、経営らしい経営に持つていく、そうすれば、だんだん金融ベースに乗つていくわけですね。それからさらに、いま提案しております、特に五人以下の小企業者については、担保も取らず、保証人も取らないで保証協会が保証することによつて金融の道を開こうじゃないか。それからもう一つは、小規模企業者御自身が掛け金をすることによる一種の共済制度によつて、小規模企業者の将来の廃業の場合に備へる制度をつくらう、こういうふうにして、三つの方法をこのたびは零細企業対策、小規模企業対策として、比較的その面が、政府の政策が従来穴があつたのじゃないか、あるいは政策が薄かつたのじゃないかということも指摘されておりましたので、そういう中堅企業の育成、中堅企業のほうは、先ほども言いましたような専門化をはかつていくと同時に、中小企業の皆さんがここで立ち上がつていくことはなかなかむずかしいので、やはり共同の力によつて、組合の力によつて立ち上がつていく、これは協業化というふうなことで規模を大きくして立ち上がつていく、そして専門化、共同化を進めていく、それに政府がいろいろお手伝いをするというのが政府の政策であります。

○田中(六)委員 いま長官は非常にきめのこまかい諸政策を述べ、中小企業を中堅企業にする、それと一方、零細企業対策については三つの法案でこれを救おうとしておるといふことを言つておるわけですが、私はそういうきめのこまかい政策が、ひいては中小企業というものを、医者でいへば対症療法といふんですか、そういうふうなことで、現状維持政策になるおそれがある。それを非常におそれるのです。したがつて、現状維持政策は温存政策になつて、結局二重構造を温存する、ひいてはそういう羽目におちることが非常に最近の倒産と関連して——倒産が昨年一年に四千二百十二件あつたそうですが、そういうふうにも倒れても、毎月四百、五百という倒産があつてもけろりとしておる、すぐまた雨後のタケノコのように次の中小企業ができておるといふような状態はどこからくるかという、結局きめのこまかい政策があだになつておる点があると思ふので、その点はどうでしようか。

○中野政府委員 いま先生の御指摘になつた点は、確かにわれわれも心配をしておるところであります。政策があまりきめこまかくて、ことばは悪いのですが、いわゆる親方日の丸式に考へられは、これは非常に困るのであります。そういう点は、われわれはできるだけPRの面を言つておるわけですが、基本法にその点は明確に書いてあるわけですね。いわゆる中小企業のうしろ向きの保護政策というものはとらない。むしろ日本の国全体の経済の発展の中で中小企業の振興をはかつていくということがはつきり書いてあります。しかも先ほどもちよつと触れましたが、政府の政策というものは、いわゆる中小企業の皆さま方の創意くふうと自主的な努力というものをあくまでお助けする環境整備の政策である、あくまで中小企業の皆さんの御自身の努力というもので初めて中小企業の振興はできるんだ、それを取り巻く環境というものをできるだけ政府として整備をする、こういうことが基本法にはつきり書いてあるのではありません。そういう点については、今後もわれわれとして施策をやつていく上に十分気をつけていきたいと思ひます。

○田中(六)委員 政府のやり口につきまして、私には多少疑問の点がございますので、その点は大臣が出席なさつてから一、二点聞きたいと思ひます。

本論に入りますが、中小企業信用保険法の改正案が提出されているわけですが、この法律は明らかに特別小口保険制度を新たに設けておるといふことに要約できると思ひますが、この趣旨は大體どこにあるわけですか。

○中野政府委員 従来から政府におきましては、中小企業に対する金融の円滑化をはかるために、御承知のように、一方では政府関係三機関に対する財政資金というものを二千四百五十億来年度投じようとしておりましたが、一方そういう政府関係金融機関の資金量をふやすということも大切ですが、何と云つても民間の金融機関の金を中小企業の方に円滑に流し込むということが大事である。これはもちろん大蔵省等を通じて中小企業向け貸し出しの比率が下がらないようにという指導はいろいろいたしたわけでありまして、しかしこれは行政指導ですからなかなか限度がございまして、そういうことでもう一つの政策として、きょう提案になつております中小企業信用保険法によりまして中小企業信用保険公庫が、地方にあります全国五十一の保険協会の保証によつて民間の金を中小企業に持つてこよう、これの裏づけとして、保証協会が行なう保証に対して保険をやらせておきます。そういうことで、いま言つたような保険制度をつくることによつて保証協会が保証しやすくなります。そうして民間の金を中小企業に持つていき、いわゆる中小企業の信用補完といふことが、その一環として、先ほどもちよつと触れましたが、中小企業の中でも小企業者についてはなかなか適当な担保がない、また保証人もなかなか立てにくいというふうな事情があるために、せつかくそういう保証協会の保証制度というものであつても、保証制度を利用しにくい現状になつておられます。現実には現在でも小口保険——今度は特別小口保険というものをつくつて、小口保険はなくしますが、従来からそういう制度があるのですが、やはり保証協会は対人信用だけで保証することに危険を感じて担保を要求し、保証人を要求するわけがあります。そのために、そういう零細業者の方々はなかなか信用保証協会の保証を受けにくいということでありま

すので、そういう小企業者について担保の提供あるいは保証人の保証を要しない保証というものをやって、その保証をもとにして市中の金融機関から金を貸す、こういうことをやりたいということ、今度中小企業信用保険制度に改正を加えたというところでございませう。

○田中(六)委員 この新しい制度ですが、この制度の対象となる人数はどの程度と考えておられますか。

○中野政府委員 大体私のほうで計算をいたしてみますと、従業員が五人以下、商業、サービス業については二人以下が小企業者なのですが、その対象が全国で二百六十万件くらい、一応小企業者というものはそのくらいあると考えております。

○田中(六)委員 この法案の第三条の二ですが、これは結局、当該信用保証協会が小企業者であつて通産省令で定める要件を備えたものということが一つの大きな眼目になっているわけですが、この省令の要件を備えたもの、この適用対象を省令にゆだねていますが、省令の要件というものは大体どういふふうに考えておられますか。

○中野政府委員 通産省令で定める要件としていま考えておられますのは、同一の市町村の区域内で引き続き三年間事業を行なつておる、それからその三年間に所得税、法人の場合は当然法人税になりませんが、及び事業税——事業税は地方税です、事業税を納付しておるといふ要件を考えておられます。

○田中(六)委員 同一の市町村の区域内において三年間同一事業を行なつておるもの、これは非常に問題がある。零細な企業を救うための法案ですが、同一市町村に三年間同一事業を行なつておる人、零細企業をやつておる人がこれに該当する率というものは、対象二百六十万件と言つておられますが、非常に何かきついな制度のように思ふのですが、この点どうでしょうか。

○中野政府委員 これは先ほど申し上げましたように、担保もとらず、保証人もとらずに、対人信用で保証して金を貸さうということでありませうか。

ら、やはりどこかで線を引かなければならぬわけなので、したがって、三年以上同じところで仕事をしておる、税金をちゃんと納めておるといふのであれば、いわゆる健全な経営を行なつておる零細企業というふうに見ていいのではないかと、したがって、そういうものは、担保も保証人もとらず保証させよう、こういうことでございませう。

○田中(六)委員 結局三年間税金を完納しなければならぬわけですが、その対象はいまの事業税を納めておるといふことで相当しはられるわけではなかつたかと推定しております。

○中野政府委員 その点につきましては、たゞいまは、いま先生の言われたとおりなんですが、要するにこれは証明をとらなければならぬわけですね。したがって、いま国税庁とそういうことにかい点について打ち合わせをしております。税金は過去三年間納めておるものというたてまえでまゐりたいと考えておられます。

○田中(六)委員 そうすると、一応三年間税金を完納するということになりませうと、問題がいろいろ波及してくるわけですが、第一にあげられるのは、免税点以下のものが零細企業者であるわけですね。そういうものに対してはどういふふうにか考えておられますか。つまり、免税点以下になると当然課税されていないわけですが、そういうものが非常に多いと思つておられます。

○中野政府委員 一応いまのところ考えておられますのは、いま申し上げたように、三年間税金を納めておる、これを、一つどつかで線を引かなければいけないので考えておられます。そういうこと、いま先生の御指摘なさつたようなことも、いろいろ地方からもわれわれは聞いておられます。それで、実は要件は通産省令で定めるといふことで、さしあたりは三年間税金を納めておるものといふことでやらしていただいて、それも八十万人くらいおるわけでありませうから、相当これは利用される制度だといふふうに考えておられます。その

後情勢を見まして、省令の改正等で実態に合ふように持つていきたい、かように考えておられます。

○田中(六)委員 いま長官が大蔵省と折衝しておるといふことを多として、これ以上聞いても問題が多いことと考えておられますので、はつきりした答弁はできないと思つておられます。しかし長官の頭に入れておいてもらいたいのには、結局いま申しましたように、免税点以下のものがおるといふこと、それから滞納とか分納とか、そういうものの分析をよくしてこれに当たらないと、ほんとうに教おるというこの政策が全然対象外になるというおそれがある、一番この税金の面からあるわけですね。したがって、この点を特に注意して大蔵省と折衝をすることを望みます。

それからこの同一事業といふことを、私は事業だけだと思つておりましたが、同一事業といふことをはつきりいふことになりませうと、これはまた問題がありまして、非常にいろいろの仕事を同じ人が変わつておる場合、特に最近のように高度成長の結果、経済の変動が非常に激しい、しかも政府みずから行政指導に当たつて、いろいろな行政指導をしておるのに、同一事業を三年間続けることは、非常にこれまた問題があると思つておられます。非常にこの問題を分散しろとか、区域の変換とかいふようなことで大まかな綱もかけておるとか、小さな、こまかい線の行政指導をやつておること、さしなかに、同一事業だといふことでおつかふせることについては大きな疑問を感じるわけですが、こういう配慮はどういふふうにしておられますか。

○中野政府委員 いま省令の案等をやつておられますが、同一の事業を三年間という書き方は、私どもする必要はないのじやないかと考えておられます。いま先生の御指摘のとおり考えておられます。

○田中(六)委員 それからもう一つ、私が最初質問をした中小企業全般の問題と関連してくるので、結局企業に責任体制がないために、非常に黒字倒産とか粉飾決算とかいふようなことを最近

いわれておるのですが、そういうことが陰で行なわれておる。倒産の数のわりにみんながあまり困つてないといふような実情も、一つの道徳心、つまり責任体制が確立してない企業が非常に多いと思つておられます。それでこの場合も、保証人を持たない、保証人は要らないといふことによつて、経営の責任あるいは管理の責任——道徳心の欠除といふものを誘導するおそれがあると思つておられます。

私に言わせると、つまり零細企業といひまして、法人の場合は自分自身が、代表者が保証人になるとか、あるいは同じ一軒の、夫が商売をしておれば妻が保証人になる、妻がやっておれば夫がなるというふうな、最低限度の保証人の必要性を、この点の配慮、政務次官でも長官でもけつてうでございませうか……

○中野政府委員 確かにいろいろの政府の政策をやることによつて、企業の責任といふか、自主的なをういふ面がなくなつていくような方向に持つていくのは非常に好ましくない、これは私もそのように感じておられます。ただ今度の制度については、実際零細企業者といふのは担保とか保証人といふことをいわれて非常に困つておることも事実なんです。したがって、むしろいま先生のおっしゃるとおり、第三者保証でない家族の保証とか、そういうようなものならいいのじやないかという考え方も出たのですが、いろいろこれは研究した結果、むしろ片方で相当シビアな要件をつけておるわけですから、それであればあらためて家族の保証だけにとつても、はたして保証のどれだけの意味があるかといふようなことの問題にもなつてまいりました、純粹の無担保、無保証といふことに踏み切つたわけでございます。

○田中(六)委員 これは結局、信用保証協会を窓口としていろいろやるわけですが、てん補率の問題とかあるいは保険料、こういうことが問題になつておられます。てん補率は百分の八十、つまり八〇%といふことははつきり書いておられます。金額三十万円で八〇%、一応災害または産戻地域並

みでけつこうだと思いますが、私がやはり懸念するのは、対象金額が三十万円だということにも多少ひっかかりを感じるのですが、この点どうでしょう。

○中野政府委員 先ほどちょっと触れましたが、従来からの小企業者を対象にする小口保険というものがあつて、これがやはり三十万円以下、それから第一種の保険が百万円以下、第二種の保険が一千万円以下の保証ということになっておるわけでありまして、これを三十万円ではあまり少ないから五十万円に上げたい、いやないかという考え方も成り立ちますが、しかし零細企業については、たとえば国民金融公庫あたりの平均の一件当たりの融資額が四十万円ちょっとくらいです。案外そういう零細な金融というものが非常に大事なわけでございますので、一応三十万円というところで考えて、てん補率は八〇%、これは法律でちゃんと書いてございます。

○田中(六)委員 このてん補率八〇%はどうか、もう少し上げられたほうがいいのではないかと、もちろん上げたにこしたことはないのですが、災害地、産炭地並みですから、これ以上思い切つてもう少し交渉してみようというのではできなかったわけですか。

○中野政府委員 これはいまも御指摘のありましたように、一般の保証に対する保険のてん補率は七〇%、災害の場合とか産炭地の特別の場合に八〇%ですから、これを八〇%にしたということは政府としては相当の努力をしたというふうに御理解願いたいと思つておられます。

○田中(六)委員 保険料は幾らですか。

○中野政府委員 保険料は政令に譲つておりますが、日歩一厘四毛と考へております。

○田中(六)委員 この保険料ですが、信用保証協会にとっては一応財政負担上、保証料との関係など考へてみますと、保証協会の人がおられないからあれですが、保証料がどの程度——五十一カ所ありまして、それぞれまちまちでしょうが、大きな線としましては、大体保険料の幅が最高六厘

と見まして、二厘半かあるいは三厘から六厘の幅だと思つておられますが、保険料が一厘四毛、これはやはり私も計算してみまして、ちょっと高いような気がしますが、これは何かまだならぬのでしょうか。

○中野政府委員 保険料については、毎年できるだけ逐次下げるように、これは保証協会からも非常に要望があります。それから保証協会に対しては、御承知と思いますが、別に保険公庫に來年度は六十億円の政府出資をして、その六十億円の金を低利長期で、全部長期低利ではなく、災害などに保留いたしますが、大部分長期低利の金で、安い金利で保証協会にこれを融資をして、保証協会を援助したいと思つておられます。

○田中(六)委員 私がちょっと計算してみますと、現行の三十万円以下の小口の保険料から見ると、五十一協会の中からあれしたのですが、保険料が結局保証料から支払われますから、一厘四毛で計算しますと、二厘の場合に五六%、三厘の場合三七%、四厘の場合二八%で、やはり負担は相当重いですね。結局、これがどこにいくかというところ、保証協会は一応零細企業対策としてこれに協力するといふ精神でおつても、結局政府案の、この案でいきますと、また、そういう一つの協力体制というものが他の面から文句が出て、結局これが非常に画期的な法案であるといふふうにいわれておるのですけれども、現実には画期的でなくなるという点があるわけですが、一厘四毛についても今後下げるように努力しておるということをお聞きしておきまして一応多しませんが、その点よく保険料と保証料というふうな問題からも考へておいてもらいたいと思つておられます。

大臣が来られないといふことでございまして、一、二私が思つておることを述べて御回答を得たいのですが、政務次官でけつこうでございませう。

最近山陽特殊鋼の調査に私も行ったわけですが、そのときに思つたことは、特殊鋼の社長にまずわれわれが問いを發すると、どうしてこ

ういう会社更生法の申請をしなくてはいけないのかと、それが現時点においては設備投資が非常に過剰であつた、それからもう一つは、対外的な大きな不況の波にさらわれてこつていふふうになつたといふふうなことを言つておられます。これでは私しみじみ思つたのですが、自分の企業を持つておる、つまり企業者の社会性という点についての認識とか道徳心なども全く欠けておる。一方組合とかあるいは下請業者の意見を聞きまして、下請業者はどう言ふかといふと、自分たちは、もう一年もあるいは半年前からもいろいろな注意があつたのだけれども、企業といふものを持つていくために一生懸命納入したのだ——まるで自分の責任体制がない。しかも下請企業の協同組合なども全然つくつてない。そういう点で、経営者あるいはそれに関連する零細企業者あるいは中小企業者、両方の人々の考えを聞いたときに、政府が毎年毎年鳴りもの入りで中小企業対策を声を大きくしてやつておる、ああしたこつたといふふうなことを言つておるのですが、はたしてどこにそういう中小企業対策が浸透しておるかといふことをしみじみ感じたのです。これはどこに問題があるか。やはり政府に大きな責任があるのじゃないか。それは金融対策だ、組織化だ、あるいは共同化だといふことを言つておるのですが、ほんとうの意味の行政指導といふものを責任を持ってやつておるかどうかといふことに大きな疑問を感じます。これは金の要ることばかり、あるいは予算をどういふふうにするか、やらなければいけない、あるいは代議士の人に頼んで予算をとることばかりが問題ではないと思つておられます。やはり診断行政といふか、責任を持つた行政体制といふものをやつていらないといふような気がするのです。やつていらないとは断言できないかもしれないが、少なくともわれわれが調査した一つの段階におきましても、まさしくそういうことを感じたのです。したがつて、こつた

ら点をもう少しはつきり、ただ自分が任期中これだけ済ましておけばいいといふふうなことでより

も、体当りでほんとうに中小企業対策をやつてほしいと思つておられます。

私がさらに考へるのは、現在こそほんとうに中小企業対策のやりがいのある時期じゃないかと思つておられます。大きな高度成長政策という経済政策の波の中でいろいろ困つておる。しかも世界第一に中小企業の数が多いのです。それでこんなに倒産しておつても、外国の経営学者から見たら全くおかしい、ナンセンスなことが行なわれておる。しかもそれがあまり響いていない。昨年は四千二百十二件、こつたの一月が四百二十件ですか、二月が五百十二件、そういうふうな数字だけばかでない。救われてないと同時に、また次々に生まれておる。これはこんな法案を幾らとんとん出しても、何かの欠陥があるといふことをしみじみ思つておる。したがつて、それにはやはり行政担当の者が、診断行政といふか、つまり組織化とかあるいは共同化といふこともさることながら、そういう点を配慮してほしいと思つておられます。

それから、やはりバックボーンになる中小企業対策がないのじゃないか。私は与党ですが、ここに中高齢層などを中心とした大きな最低賃金制度なら制度というふうなもの、バックボーンがいろいろ成り立つと思つておられます。そのバックボーンがどこにあるか、どこをさがさねばならぬかといふことを、はつきり対象としてとらえて、これに対する検討を始めてもらふことを希望いたしました。私の質問を終わりたいと思つておられます。

○岡崎政府委員 ただいまの田中先生の御注意、御意見等につきましては、通産省といたしまして十分留意いたさねばならぬと痛感されておられます。私は、やはり経済の体制は、企業を行なつていく人の責任を十分感じさせて、そしてその人の全知全能が発揮できるように体制を持つていくという基本体制はあくまでとべきだと思つておられます。しかしこつたような複雑多岐にわたつております経済体制でございまして

で、それには、ことに中小企業、小規模事業といふものについての保護政策というよりな点について、もつともつと徹底をした対策を立てる必要もありませんし、またお互いに相寄り協力していくような情勢を、政治的、行政的につくっていく必要があると思ひます。その点について、通産省はじめ政府といたしまして、十分いままで考慮をしてまいつたつもりでございませうが、御指摘の通りに、まだまだ不十分な点があるようございませうので、将来とも大いにこの点について考慮いたしまして、一そついままで行なつておられます施策の十分の徹底をはかりますと同時に、行政当局のおのおの者がもつと実情といひものをしっかりと把握して適切な施策が行なわれるように十分努力いたしたい、こう感じておる次第でございませう。

○内田委員長 浦野幸男君。

○浦野委員 日本の産業構造の中で、中小企業の占めておる割合といふものは非常に大きいと思ひます。ところが、この中小企業の企業自体といふもの非常に基盤も零細であるし、さらに一つ一つの企業の投下資本といふものも非常に少ないわけでありませう。しかしながら、日本の産業の発展の上には、非常に弱い企業ではあるけれども、非常に大きな力を持つておる、重要性を持つておる。そこで、特に一昨年から中小企業の問題が非常にやかましくいわれてきておりました、政府といたしまして、いろいろな手が打たれてきたわけでございます。しかし、そのほとんどが金融の面とかあるいは補助金とかいふことに尽きておるのじゃないかと思ひます。もちろん、今日金融面が一番大事なことではあるけれども、しかしながら、それだけでは私はこの中小企業を救ひ上げるのには何か一本柱が欠けておるんじゃないかという感じがいたしておるわけでございます。そこで、今日の中小企業の構造の面とかあるいは組織の面といふものをもう少し強力で打ち出していかないと、ただ、金が足らないから金を貸してやるのだとか、あるいはこの仕事に補助金をやるのだとかいっ

て、零細な企業に金を貸す、あるいは補助金を出す、こういうことだけでは、私は今日の日本の中小企業はなかなか立ち上がれないのじゃないか、こういうふうな考へておるわけでございます。

そこでお願いしたいことは、この構造の面、非常に数多い中小企業——農業は、もう農業基本法ができて、いろいろ農業の近代化もはかられるし、あるいは規模の拡大といつたようなものに非常に強力で最近手が打たれてきておられます。農業協同組合を通じ、あるいは地方団体を通じて、非常に強力で手が打たれてきておられますが、中小企業庁としては、この現在の中小企業の構造の面において特にどういふ手を打つておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○中野政府委員 いま先生の御指摘になつたとおりでございます。中小企業も、従来からある形

のまま、これだけ激しく変動する経済の中で、しかも、先ほど来申し上げておりますような中小企業を取り巻く環境といふものが、従来のような豊富低廉な労働力に依存し、限られた市場で経営を続けていくといふことは許されなくなつておるわけでございます。その意味合いにおきまして、これを金融の面とかあるいは補助金というふうなことで、ほんとうに中小企業の体質改善あるいは構造の高度化といふようなことはできないことは当然でございます。それには、一つは、やはり中小企業の場合は、何といつても組織化といふことを強力で進めなければいかぬ。この面で最近問題になつておりますのは、従来からある協同組合、商工組合あるいは環境衛生組合、いろいろ組合がありますが、こういうものをひとつ全部見直して、組織化の点で、現在の情勢に、あるいは将来の情勢に合うような組織づくりといふものを考へなければならぬんじゃないかというところが議論になりまして、実は中小企業基本法によつて設けられております中小企業政策審議会に組織小委員会といふものをつくりまして、これは実地にいろいろやつておられる方以外に、いわゆるその方面の学識経験者も入つていただきまして、もうすでに

十回以上にわたつて委員会をやつておりました、その面でも、ひとつ抜本的な組織の面からの改善といふことも考へていきたいといふふうな考へております。

それからもう一つは、やはり何といつても中小企業についても、特に業種別にいろいろ近代化計画をつくつていく過程において、適正規模といふものを考へていかなければいかぬんじゃないか。近代化計画には、適正規模はどれくらいかといふことは一応書いてございませう。しかし、これに持つていく方法がまたなかなかむずかしいわけでありませう。かりに、あるいは合同とか合併でそういうふうにしても、また小さいものがどんどん出てくるというところに問題があるわけございませう。その意味においては、そういうふうな適正規模を持つていく方法等についても少し研究したいと思ひます。ただ、最近の事例から見ますと、いふふうな業界において、やはりある程度の協業化をさらに進めて、企業の合同であるとか合併といふような形に持つていって、やはり規模を適正化しようといふ動きが出ておられます。これは御承知と思ひますが、そういう場合には国の助成もありませうし、それから税制上のいろいろ恩典もあるわけでありませう。これも、政府のほうで何か頭ごなしに、こういうふうなものにしなければいかぬといふようなことを言うことは、これはやはり中小企業の自主性をそなうことにもなりませんので、あくまでも組合等を中心に、みんなで自主的にそういうふうな相談していただいて、そこに行政指導といふものを加えてやつていかなければならぬといふふうな考へております。

○浦野委員 いま適正化といふことを言われま

したが、私も、その適正化といふことが一番大事だと思ひます。ところが、非常にむずかしい問題だと思ひますが、むずかしいからといって手をつけぬでおれば、これはますます零細化していつてしまふ。そこで、農業でもここ数年間に、農業適正化をはかるために、池田総理が、その適

正化の表現のしかたは適当でなかつたかもしれぬが、首切りといつたような問題で一応問題になつたことがありますが、やはり首切りといふことは表現したんではちよつとまずいかもしれませぬけれども、実際、将来の農業を考えたときに、農業の適正化をはからなければいけないといふことから私は出ておると思ひます。そこで、中小企業におきましても、首切りといふこととはでなく、その適正化をはかるためにはどういふ方法をとつたらいいか。いま申されましたが、組合を通じて、あるいは組織を通じてだんだんとやつてい

かなければいけないと言われませうが、それでは長官は、こういう問題についてはどう考へておられますか。いまの中小企業の数といふものが日本の産業構造の中で適当であるか、あるいは今日の中小企業といふものを、首切りといふこととはではなくて、何か間引きをしてこれを強力的なものにしたほうがいいか、これはむずかしいかもしれませぬけれども、この点はどういふふうにお考へになつて

○中野政府委員 非常にむずかしい御質問で、非

常にお答えしにくいのですが、今度の白書でも申しておりますように、ここ数年間の日本の経済の発展の中で、中小企業の地位、ウェイトといひますか、こういうものは減つてきておる。出荷額あるいは付加価値生産性、従業員の数等も、千七百二十万中小企業は雇用しておるわけですが、そういうことではあります、少しづつウェイトは下がつておる。しかし、生産の半分、輸出の半分といふものはまだ中小企業が担当しておるわけですが、非常に大事であるといふことではございませう。そういうふうな転換等の問題についても、政府なりあるいは指導的地位にある人が頭ごなしにやるということでは、今日の経済情勢、民主主義の世の中においては全く許されません。昔みたいなことはとてもやるべきじゃない。しかし、転換等についても、政府は必要な援助の手を差し伸べる必要だと思ひます。ただそれを簡明くとか、数が幾らでなければならぬとか、そういうこ

とは実は適切な政策としてはとらない。しかし、同時に、将来中小企業のあるべき姿の一つのビジョンというよりなものを描いていくということには必要だ。今度の中小企業白書の批判の一つとして、ただ過去こうなっておいて、ことしどうするということ、将来に対する確たるビジョンがないじゃないかというおしかりを受けておるわけでありすが、まことにそのとおりだと私は思いません。

○浦野委員 そので、中小企業を強化しなければいけない、総体的にも強化しなければいけないが、さらに一つ一つの企業を強化していかなくてはならないというよりなことから、昭和三十八年の六月に中小企業投資育成会社株式法ができたわけでありすが、この中小企業投資育成会社をつくる当初におきまして、大蔵省は非常にこれに対して疑義を持っておったところを聞いておるのですが、それはどういうところを聞いておるのか、それはどういうところを聞いておるのか、そんなことを聞く必要はないかもしれませんが、そういう気持ちで今日もまだ続いているのかというところを私はお聞きしたいわけでありすが。

○中野政府委員 この投資育成会社をつくる際には実は私は参画しておりませんが、ただ大蔵省としては、どうせ金を出すほうの立場から審査をするわけですから、はたしてどういうものができるか、これは御承知のように、東京、大阪、名古屋で六億円の政府出資、これは直接じゃありません、中小公庫を通ずる出資でございますが、そういうものを出して、これに民間の金を入れて、三社で五十五億の資本金を出発したわけですが、民間の力でそういうものをやるというのであれば、これは非常にけっこうです。しかし政府が金を出してまでどういふことをやらなければいふか。これは中小企業の自己資本の充実に必要な増資を引き受けてやろう、こういうことですから、けっこうなことであるのだが、政府が金を相当出してまでやらなければいふかという観点から、いろいろ大蔵省としては考えてきたのじゃないか。通産省と折衝の結果、そういうものは必要である、したがって政府も金を出そうということになったわけでありすが。

○浦野委員 その社に対して基本的には別に反対してはいるわけじゃないが、ただお金の問題だけ疑義を持っておったという程度のことです。

○中野政府委員 実は昨年、この投資育成会社ができてまして、どうもなかなか活動が活発でないというよりなおしかりを各方面から私も受けてまして、一回外国の事情を詳細に調べてきたらどうかということ、調査団に、ここにおります土谷課長も団員として行ったわけですが、大蔵省からも担当者が行きました、ヨーロッパ、アメリカを詳細に見てまいりました。やはり外国にもこういう形のものたくさんあるわけですね。これを政府がみんな応援しておるわけですね。特にアメリカでは投資育成会社が七百ぐらいある。そういうようなことで大蔵省としてもだんだん実態がわかって、いまではこれを大いに応援するという態勢になっていると思ひます。

○浦野委員 投資育成会社の資本構成ですが、定款を見ますと、通産大臣や大蔵大臣の干渉が非常に強く出ているようにございすが、実際の面を見ますと、なるほど政府ではないが、金融公庫から出資をされておる。そこで、その資本の全般から見て約一割程度の出資が行なわれておるわけですが、それに反して、地方公共団体は金融公庫が出資しておる額よりもはるかに多い。東京で見ても、二億五千万円が公庫で、地方団体が四億四千万円、名古屋が金融公庫の一億に対して二億出ておる、あるいは大阪が二億五千万円に対して三億七千万円出しておる。地方公共団体が非常に出資を多く出しておるようでありすが、この金融公庫の出資に対しては優先株式である。ところが、金融公庫というものはやはりある程度政府とはいふものの、収支を見なければならぬ。ところが、地方公共団体は全くの地方の自治体が出しておる、これも公庫である。ところが、公庫の出しておるのとは優先株式であるのに、地方団体の出しておるのとは一般株式と同じ取り扱いはいたしておる。こういうことは何か理由があるわけですか。

○中野政府委員 この投資育成会社の成り立ちからいって、要するに民間の出資、これは地方産業の振興ということに役立つわけですから、地方公共団体が金を出し合っている、それに政府も、設立当初ではあるし、ひとつ応援をしよう、こういう形になって、三者相ともどもに助け合っていること、こういうことでございましてあります。

○浦野委員 三者相助け合っているということ、これはよくわかりました。よくわかるけれども、金融公庫の定款を見ても、この優先株式に対してはいろいろ有利な条件がつけられておるわけでありすが、この金融公庫の出資だけを優先株式にして、一般の民間から出た、金融機関とかあるいは個人の会社とか、こういうところの出資に対しては一般の普通株式ということでは理解できるけれども、少なくとも地方公共団体が出しておる出資に対しても優先株式を認めないという理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○中野政府委員 地方公共団体の出資について、国からの間接の出資ではあつても、それに準じた扱いをすべきではないかという御意見、その点はもうちょっと研究させていただきたいと思ひます。

○浦野委員 これはひどいようですけれども、実際金融公庫のものだけは優先株式にしておいて、地方の税金でまかなわれて出されたものは、一国家という大きな力、地方という力、その力というものに対しては差はあるか知らぬけれども、その金を出てくるころというものは同じだと思ひます。そういうのを差をつけておく。何か国家権力によつて、国家のやることに對してはこういふ優先を認めて、地方団体は別だ。私は、民間企業からの出資まではこれをどうこうとは申しませんが、

○中野政府委員 御指摘がありました申し込み企業に対する審査のやり方は、まず申し込みがありまして書類上及び実地の審査をやりまして、そして慎重に検討をやつた上で常務会あるいは常務取締役会にかけまして投資を決定するということになっておる。この決定にあつては、政府は個々の申し込み企業について、投資会社につきましても全然関係しない。先ほど、監督が非常に嚴重じゃないかというところをおっしゃつたのですが、これは業務方法書だとか何とか、会社運営の基本的な事項を変更したりきめたりするときは政府は関与いたしますが、それ以外、実際の日常の業務については一切関与いたしておりません。しかし、しつこく詳細な報告は受けて、情勢はキャッチしてあるわけでありすが、特に投資育成会社は、企業に関する業務方法書といふものが投資にあつての、たとえば利益率が大体どれくらいであるとかいうようなことについては規定がございまして、その規定に従ひまして事業の公正を期し、特定の者に利益が片寄ることがないよ

うにやっておる。同時に投資先の中小企業の経営の自主性というものは十分尊重するようにつとめておるつもりでございます。

○浦野委員 投資育成会社がいま六億というワケで、大阪と三つの会社ができておるわけですが、そこへ各県がいろいろと出資をしておるわけですが、そのことになって、九州にもあるいは四国にもあるいは山陰、広島あたりにもつくりたいというふうな機運がかりに出てきたとした場合に、いまのワケで、六億でしぼって、これは全部三つの会社に出資されておりますが、将来こうした投資育成会社というものの成果が上がってきて、これを増加するという考え方はありますか。

○中野政府委員 東京、名古屋、大阪の三会社は発足してまだ一年ちょっとでございます。基礎固めの状況でございますが、今度法案の改正によって転換社債も出得る。それから資本金一億円以上のもので特別の場合には投資を引き受けられるというふうなこの業務の内容も拡充することになっておりますので、ぜひこの法案を一日も早く通していただく。そうすれば各地域の中小企業者の需要に相当応せられるような情勢になるのではないかと、いふふうに見ております。したがって、会社の所在地以外の中小企業者に対しまして、現在は中小小公庫の各支店に相談所のようなものをつくって、投資会社の人がそこへ回って行つて各地方の需要にも応ずるように行つておるので、いまのところは三社以外に別に各地につくるといふよりも、いまあるものをそれぞれ強化、充実するといふほうが得策ではないかと考えております。

○浦野委員 この投資育成会社ができてから一年余りで、期間もきわめて短い期間でありますので、多くの実績を望むことは無理かもしれませんが、しかしながらわれわれは最初理想として、地方産業の大きな発展なり、しかも今日中小企業というものが資金難に非常にあえいでおる時期に、当

得た育成会社の発足であるといふふうには非常に大きく期待いたしておつたわけでありまして、ところが投資育成会社の投資先はきわめて微々たるものだと思います。しかも大阪、東京というものは非常に大きな出資を持つておる。名古屋が一番少ない出資である。その一番少ない名古屋が一番多くの会社に投資をしておる。東京、大阪、特に大阪は非常に活動が鈍いように思いますが、同じように運営せよ、同じような比率で投資をせよということも無理かもしれません。大阪なり東京、名古屋とそれぞれ事情があるから無理かもしれませんけれども、總体的に投資の方法が活発でないということも、もう一つは、東京、名古屋、大阪にこうした大きな違いが出てきておるといふことは、何か原因があるわけですか。

○中野政府委員 いま浦野先生が御指摘になったとおりでありまして、実績を申し上げますと、一年余りで東京の投資先が十四件、名古屋が十五件、大阪が十三件計四十二件でございます。資本金は東京が二十五億、名古屋が十億、大阪が二十億、こういふことになっておるわけでございます。確かに御指摘になったような点は、名古屋については愛知、三重、岐阜、石川、富山の五県に限つておつて、投資の育成会社はこういふものだと、PRも非常によく行き届いておるようでございます。また各県も非常に活発に管下の企業を指導して、投資育成会社の対象になるよういろいろ努力しておられるというふうなこともあります。比較的こじんまりした世帯というか形ではないか。なので、かえって能力があつたのではないかと、しかし大阪、東京方面も最近はいくらややく仕事にもなれてきましたし、特に各都道府県、中小企業金融公庫、そのほかの金融機関とも十分連絡をとつてPRにつとめておられますので、今度法改正でもできますれば、相当今後活発化するのではないかと、いふふうに見ております。

○浦野委員 今後に期待せよといふことでありますが、実は私はこの投資育成会社が中小企業の会社に投資するのになし、厳密過ぎるのではないかと、いろいろ聞いてみますと、こまかいことを言い過ぎるのではないかと、であるから、資金はほしいけれども、そんな投資育成会社の言うよりなふうにはやれない。もちろん出資をするので、それからうすざん投資はできぬと思つて、少し厳格過ぎるのじゃないかという声を聞いて、これじゃとてもそんな投資育成会社の融資を仰ぐうなわけにはいかないというふうな声もあつて、もう少し投資条件というものを緩和するといふような気持ちはないですか。

○中野政府委員 いま御指摘になったようなことについては今後とも十分に気をつけさせていただきますが、何と云つてもやはり出資をするわけでありまして、相当慎重にならざるを得ない。しかも民間からの出資が大部分でございますので、そういうことで、現在のところは従来の基準を要するほうがよいといふふうには判断はいたしておりませんが、審査等はできるだけ早く親切にやつてやるということでも、さうして、まいりからいへば初めのお客さんでございます。日ごろつき合ひがないわけでございます。今後御承知のように転換社債を引き受けるということになると、中小企業のうちでその経営状況あるいは将来性の判断から、いきなり投資ということにはむずかしい、したがつて投資対象になる一歩手前ぐらいの経営内容だといふふうなもので、社債であればわりと気安く引き受ける、そしてつき合ひをしておるうちにそれを株式に——この転換社債はあくまで自己資本の充実のための手段でございますから、補助的手段ではございますが、そなたと比較的資本金規模の小さい企業に対しては投資が行き届いていくということになるのではないかと考えております。

○浦野委員 投資育成会社が投資をする場合に、条件として何か担保を出せとかあるいは逆投資、それといふふうなものを聞いたのですが、これは単にうわさの程度か、そういうことは絶対には得ないですか。

○中野政府委員 いま御指摘のようなことは絶対にないと思つております。

○浦野委員 先ほど、投資をする場合にどういう選考のしかたをするかということも申し上げたのですが、どうも育成会社が投資をする会社を選考する場合に非常にいい会社、いわゆる優良な株式、これはだれが投資してもよきやうなところを選び出す、そしてほんとうにここでひとつ投資会社が投資してくれば会社の更生ができるというふうな会社はどうかと、いろいろの相談に行つてもきらわれるといふことを聞いておるのだが、どうも優良株式優先ということにあまり力が入り過ぎていはいせぬかと私は思つて、その点どうですか。

○中野政府委員 いままでのところは全部で四十二件取り上げておりましたが、中小企業のほうからいろいろの申し込みがあります。会社ですから、やはりいいほうから手をつけていくといふか、そういうことに結果的にはなつておるのではないかと、思つて、審査等についてもだんだん内容も改訂されてまいりまして、最近はいふスムーズにいっておるというふうには見ております。なお、先ほどから何度も繰り返すようにありますが、いまおつしたような企業については、むしろ転換社債を先に引き受けさせるというふうなことは考へております。

○浦野委員 今度の法の改正でも転換社債の問題が中心であります。実際投資をするといふことと転換社債を引き受けるということと——転換社債といふことはあまりいまままで私は知らなかつたわけですが、転換社債を引き受けてやつたならばどういふ効果が出てくるのですか。投資と変わった効果といふものはどういふところにあるのですか。

○中野政府委員 これは社債でございますので、要するに一種の貸し付け金のようになつて、

元本は保証されるわけです。それから利子も大体一割程度を考えておりますが、最初から約束をしてそのとおりにもらうわけですから、株のように配当が幾らくるかはつきりした保証がなかったり、元本についても、元本を割る危険性もあるというふうなことは非常に違います。ただ転換社債ですから、将来数年間のうちに、もうそろそろ投資してもだいじょうぶだということになれば、投資会社のほうの意向でこれを株式に変更し得る、こういう制度でございますので、非常にぐあいがいいのではないかと、いろいろに考えております。なお、転換社債を中小企業が出して、おるかどうかという御疑問もあろうと思ひますが、実は非公募でございますが、転換社債を発行した会社は現在二十三社ございまして、これは全部中小企業でございます。したがって、比較的この制度は中小企業にはなじみやすい制度じゃないかと私は考えております。

○浦野委員 この投資育成会社は料本金一億に限られておるわけですが、この一億に限るといふ特例を設けておるといふことは、どういふ意味ですか。どういふ効果、効果というよりもどういふ意味で一億に限っておるのか伺いたい。

○中野政府委員 御承知のように、これは中小企業の育成策として特に自己資本充実のための応援の政策でございますので、当然投資育成会社の投資先は資本金でいって五千万円以下のものではないかぬ、しかしそれは増資させるわけですから、だんだん資本金五千万円を突破する場合には、五千万円以上になったら増資を引き受けてはいかぬということになると、これはちょっと実際に合わない、それかといつて、これが三億も四億もなるまでも投資育成会社が株を引き受けられるということにしても、これまた中小企業対策としていかがかといふことで、投資育成会社が増資を引き受ける場合、資本金一億円になるまでは増資を引き受けてよろしい、一億円以上になるといかにぬ、こういう限度を設けたわけでございます。

○浦野委員 投資育成会社が、これからどんどん

と一般の企業家にPRされて相当利用されてくる。しかしながら投資育成会社にしても資本の限度があるわけでありまして、そこで資本の限度一ぱいまで投資をしてしまえばなかなか投資の余裕がない。しかし一般にはもっと投資をしてもらいたいという場合に、先ほど申しました、重複するかもしれないけれども、東京とか大阪とか名古屋というところだけでなく、中小企業というものはやはり全国各地に非常に広く散在をいたしておるわけでありまして、そこで、あそこは株式を持っておる仲間だといふもの、一定の地域に行つて相談するといふことはなかなか不可能だと思ひます。将来こうした要望がかりにあるとするならば、国のほうの中金の資金もむろんふやしてもらわなければいけないと思ひが、いまこの三つ以外のところから育成会社をつくらせてもらいたいという要望はありませんか。

○中野政府委員 以前に九州方面に別につくつてもらいたいという要望がございましたが、現在のところはそういう要望はあまり強く出しておらないようでございます。したがって、既存の三つの会社を今後内容を充実して、これは私が前から考えておるのですが、まあできたなら九州とか北海道とかいうようなところには、ほんとうは支店ぐらいいつくつて、少し窓口相談を——いま中小公庫の窓口でいろいろ処理を受け付けておりますけれども、そういうことではなくて、直接支店等をつくることについては、将来の問題としては考えなければならぬといふふうに私は考えております。

○浦野委員 中小企業を助けていくためには、三公庫の貸し出しもやってもらわなければいけないが、この育成会社というものは、ほんとうに内輪へ入つて業務指導まで、金を貸すほうはなかなかできないけれども、実際に投資をすれば、その会社の經理にしても運営にしても身をもつて入つていくわけでありまして、中小企業を育成する上においては非常に大きな役割りを果たして、この思ひます。そういう意味からいきましたら、この投資育成会社の資金量ができる限りふやして、そ

うして数多くの困つておる企業を助けて育成してもらうように指導していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○内田委員長 この際、参考人出頭要求の件についておはかりをいたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案審査のため、参考人から意見を聴取することとし、人選、日時、手続等に関しましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○内田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決します。

本日はこの程度にとどめ、次会は、明後三月二十六日金曜日午前十時十分より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時三分散会